

平成30年6月1日

入札参加業者 様

志摩市 総務部 管財契約課

志摩市発注工事に係る最低制限価格の運用基準の一部改正について

志摩市発注工事に係る最低制限価格の運用基準の「3.算出方法」において、文章表現を一部改正し、平成30年6月1日以降の入札公告、指名通知の対象となる案件から適用します。

なお、算定式の変更はなく、文章の変更のみとなっております。

記

改正前

ただし、下記の考え方により算定された金額が予定価格（入札書比較価格）の7/10を下回る時は7/10、9/10を上回る時は9/10とし、最低制限価格（入札書比較価格）算出の際の端数処理については、万円未満を切り捨て、7/10で設定する場合のみ切り上げとする。

改正後

ただし、下記の考え方により算定された金額が予定価格（入札書比較価格）の7/10を下回る時は7/10、9/10を上回る時は9/10とする。最低制限価格（入札書比較価格）算出の際の端数処理については、万円未満を切り捨てるものとするが、その額が予定価格（入札書比較価格）の7/10を下回る場合は、7/10以上となるように万円未満を切り上げるものとする。